

# 推進体制編

# 1 計画の推進体制

- 目指す姿及び基本目標の実現に向けた施策の各所管課では、本計画書を手元に置き、みどりに関する施策・事業の実施にあたり、どこのみどりの、どのような機能を発揮させることで、どんなまちづくりの課題解決を図るのかを常に意識して、市民や事業者との連携、協働により取り組みます。
- 本市の持続可能なまちづくりに向けた課題は、環境面、社会面、経済面と多岐にわたるため、関係部署と連携した施策・事業実施に取り組みます。
- 市民や事業者は、本計画の目指す姿やその実現に向けたみどりに関する施策の展開について理解を深め、住宅や事業所の緑化や緑地の保全等に努めるとともに、「みどり生活編」で示すような、市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」ことに取り組みます。
- 市民や事業者が「みどり生活を愉しむ」ことができるよう、市が取り組む内容を「みんなのやりたいをカタチにするために」として記載しています。

## みんなのやりたい！をカタチにするために

- 目指す姿『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしまちも豊かな浜松へ』の実現に向けて、**市民の皆さんの「みどり生活を愉しみたい、やりたい！」や「この指とまれプロジェクトに参加したい！」を全力で後押しします。そのため、こうしたみんなのやりたい！をカタチにするための推進体制を構築します。**
- 現在、庁内では、公園、農地、街路樹など、みどりの種類ごとに所管課が異なっています。さらに、子育て、健康づくり、観光振興といったように、市民の皆さんのがみどりを使って何かをしたいと考えた時、どこに相談すればよいか分からず、行政側も、どこで対応してよいか分からないことも想定されます。
- 一方、本市では、「浜松市市民協働を進めるための基本指針」を策定し、市民協働によるまちづくりに取り組んでいます。区役所には市民協働のためのエリアマネージャーを、協働センターごとにコミュニティ担当職員を配置し、市民、市民活動団体、事業者が地域づくりに必要とする様々な支援を行い、コーディネーターとして多様な主体のマッチングを実現することを目指しています。
- こうした想定される課題や本市の強みを踏まえて、次のようなステップで推進体制を構築します。なお、ステップ1からステップ6は段階的に取り組むのではなく、同時進行的に取り組んでいきます。

## ステップ 1 みどり生活の愉しみ方を PR する

(概ね 1 年以内)

- まずは、市民の皆さんに「みどり生活を愉したい、やりたい！」「この指とまれプロジェクトに参加してみたい！」を感じてもらうことが重要です。
- 「2 みどり生活の愉しみ方」で紹介している内容に加え、市内で取り組まれているみどり生活の愉しみ方を収集し、市 HP や「広報はまつ」、Facebook や Twitter、LINE 等のソーシャルメディアを活用して積極的に発信します。

## ステップ 2 みどり生活を応援する総合窓口を設置する

(概ね 3 年以内)

- 次に、市民の皆さんが「みどり生活を愉したい、やりたい！」「この指とまれプロジェクトに参加してみたい！」と考えて、はじめの一歩を踏み出すための、相談窓口が必要になります。
- 前述のとおり、現在はみどりの種類ごとに所管課が異なりますが、コミュニティ担当職員を配置するなど、市民協働に向けて柔軟に取り組んでいます。そこで、市民の皆さんからの様々な相談を受け付け、みどり生活を応援する総合窓口を設置します。
- 庁内関係課と連携し、各種助成金の紹介等も含めて、市民の皆さんからの相談に対応していきます。

## ステップ 3 アドバイザー・コーディネーターを配置する

(概ね 3 年以内)

- 庁内にみどり生活を応援する総合窓口を設置するとともに、外部にもみどり生活を後押しする組織として、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを配置することとします。
- また、新たな人財の掘り起こしや育成にも取り組み、継続的に、かつ、市民の多様なニーズに応えられる組織体制とします。

## ステップ 4 みどり生活を後押しする支援内容を整備する

(概ね 5 年以内)

- 市民の皆さんにみどり生活を愉しんでいただくためには、ステップ 1 にある情報、ステップ 2,3 にある人財（ヒト）に加えて、モノも必要不可欠です。
- 活動を行う上で必要な道具（モノ）をみんなで共有して使えるような仕組みを構築します。
- その他、「（仮称）浜松版カシニフ制度」等により、活動場所を提供します。

## ステップ 5 成功事例を発信し、愉しみを広める

(概ね 5 年以内)

- みんなの「やりたい！」を呼び起こし、大きなムーブメントにしていくためには、「やりたい！」が「できた！」に変わる成功体験を積み重ねること、そして、それを広く情報発信していくことが重要です。
- 新しいみどり生活の愉しみ方やこの指とまれプロジェクトの成功事例について、ステップ 1 と同様に様々なソーシャルメディアを活用して積極的に発信します。また、フォーラムやシンポジウムを企画・開催し、大きなムーブメントをしていきます。

## ステップ 6 民間がみどりを管理・活用できる仕組みをつくる

(概ね 5 年以内)

- 行政職員は 3~5 年程度で異動があり、ステップ 2 で示したみどり生活を応援する総合窓口の職員も同様です。職員が異動しても知見等が蓄積・活用されるよう、推進体制が継続できる仕組みをつくります。
- また、芽が出て、膨らみ始めたこの動きを止めることなく、花を咲かせて、さらに次の大地へと還元していくためには、計画期間中一貫して携わる主体が重要です。例えば、指定管理者制度を活用し、指定管理者の選定基準にまちづくりや地域貢献に関する視点を加え、民間団体や企業等が公園をはじめとするみどりを管理・活用できる仕組みをつくります。
- こうした仕組みをつくることで、概ね 10 年以内には、公園をはじめとするみどりを活かし、まちづくりや地域活性化に取り組む民間組織が現れることを目指します。

## 取組紹介 地域が「主役」の公園管理・運営

- NPO フュージョン長池は、東京都八王子市東由木地区にある 81 か所の公園緑地の管理・運営をはじめ、地域活性化支援、自然環境保全、教育支援、広報・販売などの多岐に渡る事業を行っています。
  - 公園緑地の管理・運営については、『81 か所の公園緑地の魅力や価値を最大限に引き出し、「ひと」「まち」「みどり」も輝く、持続可能な地域づくりに貢献する』を理念に、地域が「主役」の公園管理・運営に取り組んでいます。
  - そこで、定年退職した地域の方々がこれまでの経験や知識を活かす「生きがい就労制度」や、生き物調査や公園清掃などを通じて公園に関わる地域の子供を育成し、パークキッズレンジャーに認定する「パークキッズレンジャープロジェクト」、その他、

サタデーパークボランティアやわんちゃんパトロール隊など、地域の方々が関わる多様なボランティア制度を用意し、地域住民一人ひとりが主役になれる公園経営を行い、多様な人・団体との協働によって魅力的な公園づくりに取り組んでいます。



#### ■NPO フュージョン長池の取組

★富永一夫さん（NPO 法人 NPO フュージョン長池 創業者）

## 取組紹介 浜松市市民協働センター

- 浜松市市民協働センターは、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して進める、市民主体の地域社会の実現に向けて、市民活動についての情報提供や活動支援などを行う、市民活動を応援し、市民協働を推進するための拠点です。



■パートナーシップ・ミーティング、夢創造人養成講座「ボランティアスクール」

- 地域づくりに関わる NPO・企業・行政・学校など多様な組織が一堂に会し、共により良い社会の創造を目指す協働のパートたた、次代を担う中高生から、地域の価値全体とともに活動を実践しながら、市民活動実施しています。

★鈴木恵子さん（浜松市市民協働センター 副センター長）

## 2 進行管理の考え方

- 本計画では、目指す姿『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしまちも豊かな浜松へ』の実現に向けて、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。取組の進行管理や評価は、「浜松市景観審議会」の意見を伺いながら、都市整備部緑政課が行います。
- 緑地保全や都市公園等整備については、「地域制緑地指定及び見直し計画」や「都市計画公園の見直し計画」に基づき、計画的かつ着実な推進を図ります。また、本市の魅力を高める公園づくり、みどりの活用を進めます。
- 都市のコンパクト化等を見据え、都市計画公園の区域変更や廃止などを含めた都市計画公園の見直しと必要な手続きについて検討します。
- 計画は、5 年後の令和 7 年度には、社会・経済状況の変化やみどりの現状、市民の意向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを図ります。
- 前述のとおり、緑の基本計画には「緑地の保全及び緑化の目標」等を定めることとされています。本計画では、緑地保全、緑化推進、都市公園等の整備及び管理、活用促進の視点毎に評価指標と目標値を設定し、進行管理を行います。

評価指標	現状値	目標値	
	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
<b>「緑地保全」に関する評価指標</b>			
<b>地域制緑地への指定による保全面積</b> ○「地域制緑地指定及び見直し計画」において、地域制緑地候補地のうち、A または B にランク付けされた緑地、かつ、県立自然公園及び国定公園に指定されていない地域について、特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区などの指定により、新たに 603.6ha の緑地の保全を担保することを目指します。	1,374.06ha	1,675.86ha	1,977.66ha
<b>「緑化推進」に関する評価指標</b>			
<b>居住誘導区域における緑被率</b> ○居住誘導区域内において、良好な居住環境の形成に向けた緑化に取り組み、現状の緑被率を維持することを目指します。	18.8%	現状値を維持	現状値を維持
<b>「都市公園等の整備及び管理」に関する評価指標</b>			
<b>市民一人当たり都市公園等面積</b> ○都市計画決定未整備の公園や身近な公園、特色ある公園等の整備を着実に進め、25 年後の市民一人当たり概ね 10m <sup>2</sup> 確保を見据え、計画期間内に概ね 9m <sup>2</sup> 確保することを目指します。 ○なお、市域内のバランスを考慮し、身近な公園を適正に配置します。 ○未整備区域有する都市計画公園については、「浜松市都市計画公園整備プログラム」による計画的な整備を進めます。	8.21m <sup>2</sup> /人	- m <sup>2</sup> /人	8.95m <sup>2</sup> /人
<b>官民連携による公園の活性化</b> ○都市公園の整備・維持管理・活用について、多様な主体が関わることできる仕組みを導入し、より柔軟で持続可能な公園運営を実現します。	-	-	多様な主体が関わることができる仕組みの導入
<b>「活用促進」に関する評価指標</b>			
<b>「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じる人の割合</b> ○「みどり生活を愉しむ」ことで、暮らしやまちが豊かになることを多くの人に実感してもらい、現状で「特に思い当たらない」と回答している約 4 割の方の半数程度が「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じられるようにすることを目指します。	48.9%	60.0%	70.0%
<b>「公園をよく利用する」人の割合</b> ○規制緩和やガイドラインの整備などにより、民間活力が發揮しやすく、市民の発意・創意が提案しやすい環境を整えることで、これまで公園をあまり利用しなかった人にも利用してもらえるようにすることを目指します。	30.0%	40.0%	50.0%
<b>公園の利用目的の多様化</b> ○公園の利用目的として、現状で多い「子供の遊び場（52.3%）」、「休憩、散歩（44.7%）」、「軽い運動（44.3%）」に加えて、「祭りやイベントなどの催しの場」、「コミュニケーションの場」、「花壇づくりや清掃美化活動の場」の回答割合の向上を目指します。	(祭りやイベント) 14.2% (コミュニケーション) 6.4% (花壇づくり等) 2.0%	(祭りやイベント) 20.0% (コミュニケーション) 20.0% (花壇づくり等) 15.0%	(祭りやイベント) 30.0% (コミュニケーション) 30.0% (花壇づくり等) 20.0%